

DirectIn利用約款

システム（第2条第1号に定義されます。）のご利用には、ダイナテック株式会社（以下「当社」といいます。）が定める以下の約款が適用されます。

第1条（目的）

利用者は本約款に従いシステムを使用することとし、利用者はその対価として使用料を支払う。

第2条（定義）

本約款において、使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. システム

本約款に基づき当社が提供する以下の「ソフトウェア」および「関連資料」をいう。
インターネット予約システム『Direct In』1式

① 予約管理

空室照会

カレンダー表示

予約登録・変更・取消

予約確認メール送信

② 残室管理

販売数の増室・返室

宿泊プラン設定

単価設定（大人・子供・幼児）

手仕舞日時設定

③ 顧客管理

顧客登録

顧客検索・顧客リスト作成

メール配信

④ オプション

予約検索パネル、オリジナルヘッダーフッター、おすすめプラン自動表示（APIプログラム）、スマートフォン版システムなど別途合意したオプションをいう。

2. 関連資料

ソフトウェア以外の資料で、「操作説明書」をいう。

3. 利用者

本約款に従い当社がシステムの使用許諾をした利用者をいう。

第3条（引渡）

当社はシステムを別途合意した納入期限までに納入する。

2. 当社はシステムを当社所有のサーバーにインストールし、利用者がシステムを使用できる状態にして引き渡す。

第4条（料金及び支払）

当社は別途合意した使用料を使用期間の前月に利用者へ請求し、利用者は当社の指定する期日までに、当社の指定する方法で当社に支払うものとします。

第5条（使用料の変更）

次の各号の一に当たるときは、利用者は使用料に別途定める料金を加えて支払う。

1. 登録会員数が3万人を超えたとき。

2. 予約確認通知についてFAX通信を利用するとき。

3. 利用者の要望によりソフトウェアの仕様が変更されるとき。

第6条 (保証)

当社は契約期間内においては、システムが仕様通りであり、かつ正しく動作することを保証する。

2. 前項の保証の範囲は、正常な稼動を阻害する原因の発見およびその修正を無償で実施することに限られる。

第7条 (機密保持)

利用者および当社は、本契約に関して知り得た相手方の情報について機密を保持しなければならない。

2. 前項の規定は、本契約終了後もその効力を有する。

第8条 (契約期間)

本サービス利用契約の有効期間は、契約成立日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前までに当社または利用者から本サービス利用契約を終了する旨の申し出がない場合には、自動的に1年間更新し、以後も同様とし、途中解約は不可とする。

2. 利用者が契約期間内に止むを得ず途中解約を申し出た場合、利用者は契約残月分の月額使用料を当社に支払うものとする。

第9条 (賠償責任)

当社は利用者がシステムを使用することにより、利用者または使用者が被った損害に対して責任を負わないものとする。但し、重大な過失による損害に対しては、当該月額使用料の範囲内で当社は損害を賠償する。

第10条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者および当社は、次に該当する者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう。以下同じ）であることまたは反社会的勢力と関与したことが判明した場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約を含む両者間のすべての契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。

(1) 相手方

(2) 相手方の特別利害関係者（役員、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社およびその役員）

(3) 相手方（相手方が地方自治体の場合に限る。）の長、議員もしくは重要な職員

(4) 相手方の重要な使用人

(5) 相手方の主要な株主または主要な取引先

(6) 前各号に掲げる者のほか、相手方の経営を実質的に支配している者

2. 利用者または当社が前項に該当する場合、該当者は、相手方に対するすべての債務（本契約による債務に限定されない）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払わなければなりません。

3. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

4. 第1項の規定に基づいて利用者が本契約を解除し、また、システムの利用を終了した場合でも、利用者は、本契約の対価の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの対価の返金を求めることはできないものとする。

第11条 (本約款の変更)

当社が必要と判断した場合には、利用者にあらかじめ通知することなく、いつでも当社の指定するウェブ上で、本約款を変更することができるものとし、当該変更内容の通知後、利用者が本サービスを利用した場合または利用者が当社の別途定める期間内に第8条（契約期間）の中途解約の通知に基づく終了の通知を行わなかった場合には、利用者は本約款の変更に同意したものとみなす。ただし、利用者に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとします。

第12条 (顧客情報)

1. 利用者は、本契約の存続中、「当システム」を利用した顧客の属性、予約履歴、その他の顧客情報（以下「顧客情報」という）を利用することができる。

2. 当社及び利用者は、顧客情報を利用するに当たっては、顧客のプライバシーに配慮し、当該顧客の了解を得ないまま第三者に顧客情報を有償、無償を問わず、漏洩・開示・提供してはならない。

3. 当社は利用者の「顧客情報」を統計的分析にのみ利用することができる。

4. 当社は、以下の目的において料金等のデータを利用することができる。

(1) 利用者に適したサービス等をご提供するため

(2) 利用者からのお問い合わせに対応するため

(3) システムの改善および新たなサービス等を検討するため

(4) システムの利用状況等を調査、分析するため

第13条(アカウントの管理)

1. 当社が利用者に付与するID及びパスワードについては利用者が管理責任を負う。

2. 利用者は、自己の責任において、ID、パスワードを適切に管理・保管するものとし、ID又はパスワードを第三者に開示、利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしてはならない。ただし、当社が別途第三者への利用を認めた場合は、この限りでない。

3. 利用者による、ID又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者に不正利用されたこと等に起因する損害に対し、当社は一切の責任を負わない。

第14条（届け出および通知）

1. 利用者は、当社に届け出た事項に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。当該変更の届け出をしなかったことにより、利用者が生じた損害は、利用者が負担するものとします。
2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生したまたはこれにつき変更が生じたときは、直ちに当社に通知するものとします。
 - (1) 対象宿泊施設の営業を廃止するとき
 - (2) 商号、屋号または法人名を変更するとき
 - (3) 代表者を変更するとき
 - (4) 経営権もしくは営業権の譲渡があったときまたは議決権の過半数を実質的に所有している株主が変更するとき
 - (5) 合併、会社分割、株式交換または株式移転を行うとき
 - (6) 対象宿泊施設の営業全体を第三者に業務委託するとき
 - (7) 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始または会社更新手続開始を申し立てようとするとき

第15条（協議事項）

本約款に定めのない事項ならびに本約款に関して疑義が生じた場合には、利用者当社間信義誠実の原則に従い協議し解決する。

第16条（合意管轄）

本システム利用契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（準拠法）

本システム利用契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

以上